

料金の額及びその徴収期間

1. 料 金

(1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等		19.68	23.616	31.488	31.488
普通車		24.6	29.52	39.36	39.36
中型車		29.52	35.424	47.232	47.232
大型車		40.59	48.708	64.944	64.944
特大車		67.65	81.18	108.24	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(八) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。))又は一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)(以下「東海環状自動車道」という。))が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

八) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下、「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)から八)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)から二)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)及び八)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からホ)に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区 間	距 離
首都圏中央連絡自動車道	海老名北インターチェンジ から 八王子ジャンクションまで	26.9 キロメートル
	八王子ジャンクションから あきる野インターチェンジ まで	9.6 キロメートル
伊勢湾岸道路	東海インターチェンジ から 飛島インターチェンジ まで	6.1 キロメートル
東海環状自動車道	豊田東ジャンクションから 土岐ジャンクションまで	39.8 キロメートル
	土岐ジャンクションから 美濃関ジャンクションまで	33.2 キロメートル

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ) 及びハ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)ハ)ニ)ホ)へ)ト)及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)ハ)ニ)ホ)へ)

- ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料(以下、「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	500	600	700	1,000	1,650
近畿自動車道 名古屋関線	高針ジャンクションから 名古屋西インターチェンジまで	400	500	600	800	1,200

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道1号(新湘南バイパス)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ. 普通車

				茅ヶ崎中央	藤 沢
			茅ヶ崎西	100	300
		茅ヶ崎海岸		200	400
	平 塚				
大 磯	300			400	600

ロ. 大型車

				茅ヶ崎中央	藤 沢
			茅ヶ崎西	150	460
		茅ヶ崎海岸		300	610
	平 塚				
大 磯	460			610	920

八．特大車

				茅ヶ崎中央	藤 沢
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸		720	1,510
	平 塚				
大 磯	1,150			1,510	2,300

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注3) 茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道1号(西湘バイパス)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

料金所	車種				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋	200	250	300	400	700
国府津	100	150	200	250	400
石 橋	150	200	250	350	550

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道138号(東富士五湖道路)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

区 間		車 種		
		普 通 車	大 型 車	特 大 車
全 線		1,040	1,560	3,780
一 部 線	A 区 間	520	780	1,890
	B 区 間	520	780	1,890

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田(起点)から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走(終点)までの区間をいう。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道271号(小田原厚木道路)(以下、「小田原厚木道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	700	700	1,100	1,900
一 部 線	A 区 間	300	350	350	550	950
	B 区 間	300	350	350	550	950

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			飛 島
		名 港 中 央	250
	名 港 潮 見	250	500
東 海	200	450	700

ロ 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	300
	名 港 潮 見	350	600
東 海	250	550	850

ハ 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	350
	名 港 潮 見	400	750
東 海	300	700	1,000

ニ 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	450
	名 港 潮 見	550	1,000
東 海	400	950	1,400

ホ 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	750
	名 港 潮 見	950	1,700
東 海	650	1,600	2,350

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(14)から(20)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

E T C前納割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード(中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

□ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額、首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 その他

首都圏中央連絡自動車道については中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、伊勢湾岸道路又は東海環状自動車道のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。）の通行（別添2に定める区間のみの通行を除く）を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ただし、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合は、この限りでない。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間（近畿自動車道名古屋関線に限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

□ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、(1)ロに定める均一制を適用する区間(近畿自動車道名古屋関線に限る。)の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

別添2に定める区間、中央自動車道富士吉田線のうち(1)ロに定める均一制を適用する区間若しくは首都圏中央連絡自動車道の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち(1)ロに定める均一制を適用する区間の距離については、通行区間のいかににかかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の通行料金又は首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)又は首都圏中央連絡自動車道を連続通行する場合は、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の割引後の算出額、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

首都圏中央連絡自動車道については中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

二 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イから二までの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

E T C 短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行する自動車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車のうち、E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

八 その他

イ) 当該割引については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで試行的に実施する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

ロ) 当該割引の本格実施に当たっては、負担の公平及び公正妥当の観点から小田原厚木道路における無料区間の取扱を含めた料金体系の見直しを図ることとし、これについても上記イ)の検討に併せて検討を行うものとする。

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別添）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式

会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別添第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

ロ 割引率

30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引又はETC短区間割引に限るものとし、特定区間割引、高速国道との連続利用割引及びETC短区間割引は障害者割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引は障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引及び乗合型自動車（定期路線）割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1) について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更ある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ロ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別表 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車 が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南インターチェンジから 厚木南インターチェンジまで

								小牧東	小牧	
								ジャンクション	ジャンクション	
							多治見		7.1	
								8.1	15.2	
					土岐		6.3	14.4	21.5	
				瑞浪		2.5	8.8	16.9	24.0	
			恵那		4.5	7.0	13.3	21.4	28.5	
		中津川		18.1	22.6	25.1	31.4	39.5	46.6	
	園原		9.4	27.5	32.0	34.5	40.8	48.9	56.0	
		22.0	31.4	49.5	54.0	56.5	62.8	70.9	78.0	
飯田南	ジャンクション	-	31.6	41.0	59.1	63.6	66.1	72.4	80.5	87.6
飯田	-	36.8	46.2	64.3	68.8	71.3	77.6	85.7	92.8	
松川	-	52.3	61.7	79.8	84.3	86.8	93.1	101.2	108.3	
駒ヶ根	-	67.7	77.1	95.2	99.7	102.2	108.5	116.6	123.7	
伊那	-	82.8	92.2	110.3	114.8	117.3	123.6	131.7	138.8	
伊北	-	92.3	101.7	119.8	124.3	126.8	133.1	141.2	148.3	
岡谷	ジャンクション	-	106.2	115.6	133.7	138.2	140.7	147.0	155.1	162.2
諏訪	-	116.3	125.7	143.8	148.3	150.8	157.1	165.2	172.3	
諏訪南	-	127.4	136.8	154.9	159.4	161.9	168.2	176.3	183.4	
小淵沢	-	140.0	149.4	167.5	172.0	174.5	180.8	188.9	196.0	
長坂	-	148.2	157.6	175.7	180.2	182.7	189.0	197.1	204.2	
須玉	-	156.9	166.3	184.4	188.9	191.4	197.7	205.8	212.9	
葦崎	-	163.9	173.3	191.4	195.9	198.4	204.7	212.8	219.9	
双葉	ジャンクション	-	168.4	177.8	195.9	200.4	202.9	209.2	217.3	224.4
甲府昭和	-	175.1	184.5	202.6	207.1	209.6	215.9	224.0	231.1	
甲府南	-	182.7	192.1	210.2	214.7	217.2	223.5	231.6	238.7	
一宮御坂	-	192.0	201.4	219.5	224.0	226.5	232.8	240.9	248.0	
勝沼	-	198.2	207.6	225.7	230.2	232.7	239.0	247.1	254.2	
大月	ジャンクション	-	216.9	226.3	244.4	248.9	251.4	257.7	265.8	272.9

中央自動車道西宮線（小牧・八日市間）

								彦根	八日市	
								ジャンクション	ジャンクション	
									21.3	
								7.8	29.1	
					養老		15.7	23.5	44.8	
				大垣	ジャンクション		11.0	26.7	34.5	55.8
			岐阜		3.5	14.5	30.2	38.0	59.3	
		一宮	羽島		6.8	10.3	21.3	37.0	44.8	66.1
	一宮	ジャンクション		8.5	15.3	18.8	29.8	45.5	53.3	74.6
小牧		4.6	13.1	19.9	23.4	34.4	50.1	57.9	79.2	
	8.3	12.9	21.4	28.2	31.7	42.7	58.4	66.2	87.5	

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

																		小矢部砺波 ジャンクション
																		11.1
																		16.3
																		27.4
																		42.6
																		67.5
																		86.5
																		100.4
																		108.4
																		118.8
																		125.0
																		135.2
																		152.4
																		153.7
																		159.3
																		171.5
																		177.1
																		180.9
																		-
一宮 ジャンクション	1.0	-	7.7	13.3	25.5	31.1	32.4	49.6	59.8	66.0	76.4	84.4	98.3	117.3	142.2	157.4	173.7	184.8

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南・東海間）

																			引佐																			
																			引佐	4.0																		
																			引佐	17.1	21.1																	
																			引佐	12.1	29.2	33.2																
																			引佐	16.9	29.0	46.1	50.1															
																			引佐	15.0	31.9	44.0	61.1	65.1														
																			引佐	18.6	33.6	50.5	62.6	79.7	83.7													
																			引佐	13.7	32.3	47.3	64.2	76.3	93.4	97.4												
																			引佐	3.0	10.7	29.3	44.3	61.2	73.3	90.4	94.4											
																			引佐	1.5	4.5	9.2	27.8	42.8	59.7	71.8	88.9	92.9										
																			引佐	9.5	11.0	14.0	18.7	37.3	52.3	69.2	81.3	98.4	102.4									
																			引佐	14.4	23.9	25.4	28.4	33.1	51.7	66.7	83.6	95.7	112.8	116.8								
																			引佐	20.3	34.7	44.2	45.7	48.7	53.4	72.0	87.0	103.9	116.0	133.1	137.1							
																			引佐	13.2	33.5	47.9	57.4	58.9	61.9	66.6	85.2	100.2	117.1	129.2	146.3	150.3						
																			引佐	7.1	20.3	40.6	55.0	64.5	66.0	69.0	73.7	92.3	107.3	124.2	136.3	153.4	157.4					
																			引佐	25.2	32.3	45.5	65.8	80.2	89.7	91.2	94.2	98.9	117.5	132.5	149.4	161.5	178.6	182.6				
																			引佐	12.8	38.0	45.1	58.3	78.6	93.0	102.5	104.0	107.0	111.7	130.3	145.3	162.2	174.3	191.4	195.4			
																			引佐	2.4	15.2	40.4	47.5	60.7	81.0	95.4	104.9	106.4	109.4	114.1	132.7	147.7	164.6	176.7	193.8	197.8		
																			引佐	4.2	6.6	19.4	44.6	51.7	64.9	85.2	99.6	109.1	110.6	113.6	118.3	136.9	151.9	168.8	180.9	198.0	202.0	
																			引佐	1.8	6.0	8.4	21.2	46.4	53.5	66.7	87.0	101.4	110.9	112.4	115.4	120.1	138.7	153.7	170.6	182.7	199.8	203.8

											大府	東海					
										名古屋		3.6					
										南	1.5	5.1					
							豊田南		5.3		6.8	10.4					
						豊田		7.6	12.9		14.4	18.0					
					豊田東	ジャンクション		7.6	15.2	20.5	22.0	25.6					
				豊田東				1.9	9.5	17.1	22.4	23.9	27.5				
			額田	ジャンクション				3.1	5.0	12.6	20.2	25.5	27.0	30.6			
		新城						16.7	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3		
	三ヶ日							26.1	42.8	45.9	47.8	55.4	63.0	68.3	69.8	73.4	
	ジャンクション							26.1	52.2	68.9	72.0	73.9	81.5	89.1	94.4	95.9	99.5
引佐	11.0	15.1	41.2	57.9	61.0	62.9	70.5	78.1	83.4	84.9	88.5						
引佐 ジャンクション	15.0	11.1	37.2	53.9	57.0	58.9	66.5	74.1	79.4	80.9	84.5						
浜北	32.1	28.2	54.3	71.0	74.1	76.0	83.6	91.2	96.5	98.0	101.6						
森掛川	44.2	40.3	66.4	83.1	86.2	88.1	95.7	103.3	108.6	110.1	113.7						
金谷	61.1	57.2	83.3	100.0	103.1	105.0	112.6	120.2	125.5	127.0	130.6						
藤枝岡部	76.1	72.2	98.3	115.0	118.1	120.0	127.6	135.2	140.5	142.0	145.6						
静岡	94.7	90.8	116.9	133.6	136.7	138.6	146.2	153.8	159.1	160.6	164.2						
尾羽 ジャンクション	108.4	104.5	130.6	147.3	150.4	152.3	159.9	167.5	172.8	174.3	177.9						
伊佐布	105.4	101.5	127.6	144.3	147.4	149.3	156.9	164.5	169.8	171.3	174.9						
吉原 ジャンクション	103.9	100.0	126.1	142.8	145.9	147.8	155.4	163.0	168.3	169.8	173.4						
清水	113.4	109.5	135.6	152.3	155.4	157.3	164.9	172.5	177.8	179.3	182.9						
富士	127.8	123.9	150.0	166.7	169.8	171.7	179.3	186.9	192.2	193.7	197.3						
引佐	148.1	144.2	170.3	187.0	190.1	192.0	199.6	207.2	212.5	214.0	217.6						
引佐 ジャンクション	161.3	157.4	183.5	200.2	203.3	205.2	212.8	220.4	225.7	227.2	230.8						
浜北	168.4	164.5	190.6	207.3	210.4	212.3	219.9	227.5	232.8	234.3	237.9						
森掛川	193.6	189.7	215.8	232.5	235.6	237.5	245.1	252.7	258.0	259.5	263.1						
金谷	206.4	202.5	228.6	245.3	248.4	250.3	257.9	265.5	270.8	272.3	275.9						
藤枝岡部	208.8	204.9	231.0	247.7	250.8	252.7	260.3	267.9	273.2	274.7	278.3						
静岡	213.0	209.1	235.2	251.9	255.0	256.9	264.5	272.1	277.4	278.9	282.5						
尾羽 ジャンクション	214.8	210.9	237.0	253.7	256.8	258.7	266.3	273.9	279.2	280.7	284.3						

中部横断自動車道（吉原ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

吉原 ジャンクション	富沢				双葉 ジャンクション
	21.0				6.8
六郷	増穂	南アルプス	白根		
	9.3	6.2	3.0	9.2	16.0
		15.5	18.5	25.3	

北陸自動車道朝日・米原ジャンクション間）

朝日	黒部	魚津	滑川	立山	富山	富山西	小杉	砺波	砺波	小矢部	小矢部	金沢 森本	金沢 森本	金沢東	金沢西	美川	小松	片山津	加賀	金津	丸岡
																					10.5
																					17.8
																					30.3
																					38.9
																					49.9
																					62.1
																					69.8
																					73.0
																					87.4
																					92.9
																					96.8
																					111.1
																					116.3
																					123.7
																					136.0
																					144.1
																					153.4
																					163.0
																					171.7

										米原	米原	米原
											ジャンクション	ジャンクション
												0.7
								長浜				9.6
									木之本		8.9	23.4
										13.8	22.7	45.5
												46.6
					今庄							46.6
						敦賀						68.1
							敦賀					80.6
												86.0
												97.2
												103.6
												110.4
丸岡	6.8	13.2	24.4	29.8	42.3	63.8	64.9	87.0	100.8	109.7	110.4	120.9
金津	17.3	23.7	34.9	40.3	52.8	74.3	75.4	97.5	111.3	120.2	120.9	128.2
加賀	24.6	31.0	42.2	47.6	60.1	81.6	82.7	104.8	118.6	127.5	128.2	140.7
片山津	37.1	43.5	54.7	60.1	72.6	94.1	95.2	117.3	131.1	140.0	140.7	149.3
小松	45.7	52.1	63.3	68.7	81.2	102.7	103.8	125.9	139.7	148.6	149.3	160.3
美川	56.7	63.1	74.3	79.7	92.2	113.7	114.8	136.9	150.7	159.6	160.3	172.5
金沢西	68.9	75.3	86.5	91.9	104.4	125.9	127.0	149.1	162.9	171.8	172.5	180.2
金沢東	76.6	83.0	94.2	99.6	112.1	133.6	134.7	156.8	170.6	179.5	180.2	183.4
金沢森本	79.8	86.2	97.4	102.8	115.3	136.8	137.9	160.0	173.8	182.7	183.4	197.8
小矢部	94.2	100.6	111.8	117.2	129.7	151.2	152.3	174.4	188.2	197.1	197.8	203.3
小矢部砺波	99.7	106.1	117.3	122.7	135.2	156.7	157.8	179.9	193.7	202.6	203.3	207.2
砺波	103.6	110.0	121.2	126.6	139.1	160.6	161.7	183.8	197.6	206.5	207.2	221.5
小杉	117.9	124.3	135.5	140.9	153.4	174.9	176.0	198.1	211.9	220.8	221.5	226.7
富山西	123.1	129.5	140.7	146.1	158.6	180.1	181.2	203.3	217.1	226.0	226.7	234.1
富山	130.5	136.9	148.1	153.5	166.0	187.5	188.6	210.7	224.5	233.4	234.1	246.4
立山	142.8	149.2	160.4	165.8	178.3	199.8	200.9	223.0	236.8	245.7	246.4	254.5
滑川	150.9	157.3	168.5	173.9	186.4	207.9	209.0	231.1	244.9	253.8	254.5	263.8
魚津	160.2	166.6	177.8	183.2	195.7	217.2	218.3	240.4	254.2	263.1	263.8	273.4
黒部	169.8	176.2	187.4	192.8	205.3	226.8	227.9	250.0	263.8	272.7	273.4	282.1
朝日	178.5	184.9	196.1	201.5	214.0	235.5	236.6	258.7	272.5	281.4	282.1	

近畿自動車道尾鷲勢和線（紀伊長島・勢和多気間）

		大宮 大台	勢和 多気
	紀勢		13.4
紀伊長島		10.4	23.7
	10.3	20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

		美浜	敦賀 ジャンクション
	上中	三方	13.0
			7.2
小浜		9.2	16.4
	9.6	18.8	29.4
			26.0
			39.0

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ									
大口	×	大口								
前納	×	×	前納							
深夜				深夜						
通勤				×	通勤					
早朝				×	×	早朝				
特区		×		×	×	×	特区			
連続		×					×	連続		
短区間		×		×	×	×	×	×	短区間	
路バス	×		×				×	×	×	路バス

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「特区」、「連続」、「短区間」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、E T C短区間割引及び乗合型自動車(定期路線)割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引又はE T C短区間割引
2	乗合型自動車(定期路線)割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引